

## 日本法医学会学術集会に関する倫理指針

日本法医学会学術集会に参加する者は、演題発表及び抄録作成に際して、世界医師会のヘルシンキ宣言の趣旨に則り、国内関連法規・指針等の規定を遵守しなければならない。特に、日本法医学会倫理綱領、法医学研究の発表における個人情報等の保護に関する指針、日本法医学会プライバシーポリシー、日本法医学会倫理委員会報告「法医学領域等により採取・保存された臓器・体液等の法医学研究への使用について」、臨床研究法及び国内の関連する法律、政令、省令、指針、通知等（以下、国内関連法規・指針等という。）を遵守しなければならない。

本指針の目的は、会員・非会員の自由な研究活動に制限や拘束を加えるためのものではなく、あくまで、学術集会において建設的かつ健全な学術研究・教育・会員交流がおこなわれるよう運営することによって、研究者が、研究対象者等の人権や福祉並びに研究の質の確保を最優先に考え、国内関連法令・指針等を逸脱することなく、幅広く健全な研究活動を行うことにある。

学術集会参加に際しては、特に以下の点に留意することが求められる。

1. 事例報告や症例研究等では、関連する個人や事件等が同定されないように、情報の機密性に十分配慮し、また、関係する個人の尊厳及び人権が十分に守られる内容でなくてはならない。個人情報保護の配慮に欠けたもの、国内関連法規・指針等に触れる可能性があるものは、修正が求められる場合がある。また、修正の求めに発表者が応じない際には、不採用や発表差し止めの対象となる場合がある。
2. 学術集会は、学術研究及び教育のさらなる発展を求め、会員の交流を図ることを目的としている。この目的から著しく逸脱した発表等、例えば、他人を誹謗中傷する内容等、個人の尊厳や研究の質を著しく損なうものについては、学術集会主催者及び法医学会理事会・関係委員会等の判断により、発表者に対して、発表内容等の修正を求めることができる。発表者が適切な修正を拒んだ場合、学術集会主催者及び法医学会理事会・関係委員会等の合議により、演題等を不採用とし、発表等を差し止めることができる。
3. 学術集会に参加する会員・非会員は、学会参加にあたって、国内関連法規・指針等の規定を遵守しなければならない。これに違反した場合、例えば個人情報の不特定多数への公開等にあたっては、学術集会主催者及び法医学会理事会・関係委員会等の判断により、違反者に対して、違反行為の修正を求めることができる。適切な修正がなされない際には、学術集会主催者及び法医学会理事会・関係委員会等の合議により、違反行為が行われた当該学術集

会への参加を拒否することができる。

以上

令和5年8月20日

特定非営利活動法人 日本法医学会 理事長 神田 芳郎

日本法医学会 医の倫理委員会

委員長 清水 恵子

副委員長 北村 修

委員 浅野 水辺

委員 上村 公一

委員 斉藤 久子

委員 高橋 識志

委員 塚田 敬義

委員 笹森 学

外部委員 水野 智幸

外部委員 松井 菜採

本指針は令和5年8月20日の令和5年第3回日本法医学会理事会で承認された。